

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

館林市長 多田 善宏

市町村名 (市町村コード)	館林市 (102075)	
地域名 (地域内農業集落名)	三野谷地区 (野辺・上三林・下三林・入ヶ谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。
- ・ほとんどが一反区画と狭小で、農道幅員が狭いため、大型機械の導入に不向きである。
- ・農地の集約化が進んでいない。
- ・ハクビシンやネコによるハウスビニールへの被害がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
- ・分散する担い手の農地の集約化をすすめるため、地元での話し合いを定期的に行い、農地の交換などを推進していく。
- ・新規就農者を確保・育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	310 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	310 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、農業委員・農地利用最適化推進委員等と調整し、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員・農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後、地域の話し合いを重ね、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や認定新規就農者の確保に努め、県・市・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		
【選択した上記の取組方針】									
②環境負荷軽減のため、有機・減農薬・減肥料の取組を進めていく。									
③農作業の省力化・効率化を図るためスマート農業の導入を進めていく。									